

## NEW TOPICS

### ◆平成 30 年から適用される配偶者控除改正について◆ ～「配偶者手当」への影響～

平成 29 年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正されました。見直しに伴う改正は、平成 30 年から適用されます。

この改正によって、税法上の扶養とされる範囲が変わるため、税扶養に連動した「配偶者手当」(家族手当のうち配偶者に対して支給するものを含む)の制度がある企業は影響を受けることが想定されますので、以下の通り解説します。

#### 【改正点】

##### ①配偶者控除の変更

給与所得者本人の合計所得金額が 900 万円(給与収入 1,120 万円、以下同様)を超える場合に、配偶者控除の控除額が従前の 38 万円(103 万円)から減額されるほか、給与所得者の合計所得金額が 1,000 万円(1,220 万円)を超えると配偶者控除を受けることができなくなりました。

##### ②配偶者特別控除の変更

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下(103 万超 150 万円)に拡大されました。ただし、配偶者特別控除については、給与所得者本人の合計所得金額が 900 万円(1,120 万円)を超えると減額され、1,000 万円(1,220 万円)を超えると配偶者控除を受けることができなくなります。

##### ③扶養親族等の数の算定方法の変更

毎月の給与計算業務で使用される扶養親族等のうち、控除対象配偶者となる場合の合計所得金額は 38 万円(103 万円)でしたが、85 万円(150 万円)に拡大された反面、給与所得者の合計所得金額に 900 万円(1,120 万円)という制限が設定されました。

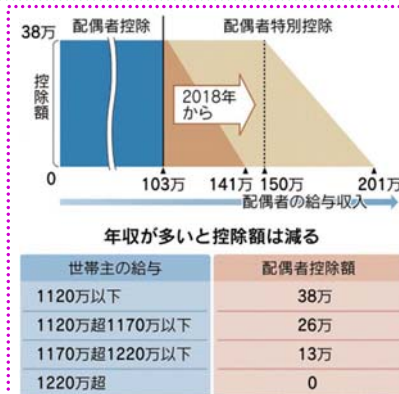
#### 【配偶者手当への影響】

配偶者手当があり、その「扶養」の定義が税扶養に連動している企業であれば、扶養拡大となる層には支給対象者が増え、扶養減少となる層には支給がなくなります。平成 30 年 1 月から「給与所得者の扶養控除等申告書」の通りに支給対象とするのかどうかを決める必要も出てきます。

そもそも配偶者の税扶養については、年末にしか正確な判断ができませんし、毎月の給与計算時に配偶者を扶養として源泉所得税の計算をするかどうかは、従業員が提出する扶養控除等申告書に委ねられています。そのため、どの時点で配偶者手当と一致させるのかは企業にとっては悩みどころでしょう。

また、税扶養の次に配偶者手当の支給要件とされることの多い健康保険の被扶養者にも懸念があります。健康保険の被扶養者となるには賃金(通勤費込み)が 130 万円未満という要件がありますが、これも事後の調査で発覚することがありますので注意が必要です。

現政権では共働き推進が掲げられていますが、今後、配偶者手当は運用しにくい制度になっていくのかもしれませんが。



### ◆未払賃金の消滅時効が2年から5年に延長されるかもしれません◆

未払賃金の消滅時効期間について、厚労省が現在の2年から5年に延長することを検討しているとのことです。これまで、賃金の消滅時効期間については、民法 174 条 1 号で1年とされている(短期消滅時効)のを労働基準法 115 条で2年とすることにより保護していましたが、民法改正により前記のような短期消滅時効の制度が廃止されることが影響しています。

2年の消滅時効が5年に延長されるということは、未払残業代の請求額が2倍以上に膨らむ可能性があるということです。さらに、最近では未払残業代請求のテレビ・ラジオ CM が流れることも多くなり、世間にも認知されるようになってきました。インターネット等で簡単に知識が手に入る時代ですので、退職した社員から突然内容証明郵便が届いて過去5年分の未払賃金を請求されるということが起こりうるかもしれません。

企業としては、未払い残業請求トラブルを未然に防ぐため、就業規則の見直しや勤怠システムの導入等、先手を打ってリスク回避に取り組む必要があります。後回しになりがちな労務面について、一度しっかりと向き合ってみる時期かもしれません。

ご不明な点があればご遠慮なくご相談ください！

## 1月の社会保険と労務

- ◇源泉所得税の納期特例適用事業所は、前年7月～12月までの合計税額の納付期限が1月22日(月)ですので、忘れずに税務署に納付してください。
- ◇法定調書の提出期限は1月31日(水)です。該当者の源泉徴収票・支払調書を添付して税務署に提出してください。
- ◇住民税特別徴収(給与天引き)の会社は、給与支払報告書の提出期限も1月31日(水)です。社員の皆様の1月1日現在の住民票住所の市区町村ごとに、総括表に添付して提出してください。

【お断り】この欄は、相談顧問契約のお客様を対象としています。労働・社会保険諸手続き、給与計算業務をご契約頂いているお客様につきましては、大部分が弊社で行わせて頂く業務になります。

## 編集後記

2017 年は格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げますとともに、2018 年もより一層のご支援を賜りますよう、職員一同心よりお願い申し上げます。

今後も「机・加藤 Office News」の配信を通じ、皆様にとって有意義な情報をお届けしていく所存ですので、どうぞご期待ください！ (田中)



Tsukue・Kato Certified Social Insurance & Labor Consultant Office

机・加藤 社会保険労務士法人

Tsukue & Partners Group

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂 1-9-4 ODAビル 7 階

TEL 03-3463-6671(代) FAX 03-3463-6672

E-mail: tsukue\_sr@tsukue-partners.com

<http://www.tsukue-partners.com/>